

はがき・ファクス・メールで申し込む際の必須事項(往復はがきは返信面の表面に返信用の宛先も)  
①催しなどの名称 ②申し込む方の郵便番号・住所 ③氏名(ふりがな) ④電話番号

越谷市役所 ☎343-8501 越ヶ谷4-2-1  
開庁時間：平日8:30～17:15

### 再生資源物の屋外保管事業を行う場合は市の許可が必要です

再生資源物を屋外保管する場合、不適切な管理は、騒音や悪臭、火災を発生させるおそれがあります。市民の皆さんが安全に生活できるよう、「越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例」を施行します。

▶施行日：7月1日(月)

▶対象となる再生資源物：使用を終了し、再生資源として収集された金属、プラスチック、木材、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器などを原材料とする物およびこれらの混合物(廃棄物・有害使用済機器を除く)

▶許可を受けるための手続：▷7月1日以降に事業を始める場合…設置する事業場ごとに、市との事前協議、周辺住民への説明会、市への許可申請を実施 ▷7月1日時点で事業を行っている場合…施行日～9月末に、従前の屋外保管事業者である旨の届け出を提出。その後12月末までに施行日より前から設置していた屋外保管事業場の構造等についての届け出を提出

\*許可の有効期間は5年間で、更新申請が必要  
☎廃棄物指導課☎963-9188、☎84573

### マイナンバーカードを作りますか

▶申請方法：郵送、オンライン。交付申請書が

ない方は、電子申請または本人確認書類をお持ちのうえ市民課または北部・南部出張所へ

### 申請サポート窓口

▶日時：月曜～金曜日8:30～17:00(祝日を除く)

▶場所：本庁舎1階市民課マイナンバーカード担当窓口

▶受け取り予約：交付通知書(はがき)が届いてからインターネットまたは電話で予約。交付通知書は申請から1カ月半ほどで送付

☎市民課マイナンバーカード担当(本庁舎1階)

☎940-8604、☎9882・74358

### 道路冠水時の運転は控えましょう！

冠水した道路を車両が走行すると波が発生します。車両による波は小さな津波と同じで、道路の構造や波の広がりによ



っては大きな波を引き起こし、家屋や歩行者へ甚大な影響を及ぼすことがあります。

また、道路冠水時に無理に走行すると、ドアの間などから浸水し、車両が故障する原因になります。命にかかわる事故につながるおそれがあるため、運転を控えましょう。

☎道路総務課☎963-9201、☎88308

### 男女共同参画相談業務の委託事業者募集

▶委託期間：10月1日～令和9年9月30日

▶内容：夫婦や家庭、DV、LGBTQなどに関する相談業務

▶申込期間・方法：6月3日(月)～28日(金)(必着)。必要書類を郵送、窓口へ

\*詳しくは市ホームページをご覧ください  
☎人権・男女共同参画推進課(第三庁舎3階)☎963-9113、☎86591

### AI活用セミナー

▶日時：7月11日(木)14:00～16:00

## ふるさと納税の新規返礼品事業者募集の説明会

日時 6月11日(火)

15:00から・18:00から

会場 エントランス棟3階 会議室3-1、オンライン (Zoom)



内容 ふるさと納税返礼品の登録方法など

対象 市内で商品を生産・製造またはサービスを提供している事業者、農業者等。会場参加は100人(先着)

参加費 無料

申込期間・方法 6月7日(金)まで。電子申請、ファクス

☎経済振興課☎967-4680、☎963-9175、☎10237

▶会場：越谷商工会議所集会室(中町7-17)

▶内容：基本的な生成AIの使い方、今後AIが使われる業務

▶対象：市内事業者

▶申込期間・方法：6月1日(土)～7月10日(水)。専用フォーム



☎越谷商工会議所中小企業相談所☎966-6111

### 認知症予防体験セミナー

▶日時：6月21日(金)14:00～15:30

▶会場：中央市民会館4階第13～18会議室

▶内容：認知症予防のための音読・なぞり書き等、ストレッチの体験

▶講師：(株)学研ココファンの高畑祐子さん

▶対象：市内在住で運動制限のない65歳以上の方80人(先着)

▶持ち物：筆記用具、マスク、飲み物、タオル、運動靴。動きやすい服装を着用

▶申込期間・方法：6月5日(水)9:00から。電子申請、電話

☎地域包括ケア課☎963-9163、☎74399

### 市役所への電話通話を録音しています



3月30日から、職員の電話対応品質と接遇意識の向上を目的として、電話通話(発信および着信)を録音しています。

☎庁舎管理課☎963-9134、☎84602

### 7月の市民課休日窓口は7月7日(日)です

## 住民税非課税世帯等 定額減税しきれない方への給付金

### 住民税非課税世帯等に対する物価高騰対応給付金

給付金の種類・対象 令和6年6月3日時点で市内に住民登録がある下表の世帯(令和5年度に実施した①～③の給付金の対象世帯を除く)

給付金の種類	対象
① 物価高騰対応重点支援給付金	世帯全員の令和6年度の個人住民税均等割が非課税の世帯(住民税非課税世帯)
② 物価高騰対応生活支援給付金	①に該当しない、世帯全員の令和6年度個人住民税所得割が非課税の世帯(住民税均等割のみ課税世帯)
③ 物価高騰対応こども加算給付金	①・②の世帯で扶養されている18歳以下のお子さん(平成18年4月2日以降に生まれたお子さん)がいる世帯

支給額 ①・②1世帯当たり10万円 ③お子さん1人当たり5万円

申込期間・方法 7月上旬～10月31日(木)(消印有効)。対象の世帯へ確認書を郵送します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。コールセンターへ

### 定額減税しきれない方に対する定額減税補足給付金

令和6年度に実施される所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない方に対し、定額減税補足給付金を支給します。

対象 本市から令和6年度個人住民税が課税されている、納税義務者本人と扶養親族の数から算定される定額減税可能額(所得税分3万円、住民税所得割分1万円)が、令和6年分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方

支給額 定額減税可能額が推計所得税額・個人住民税所得割額を上回る場合に、上回る額を1万円単位に切り上げて算定した額

申込期間・方法 7月上旬～10月31日(木)(消印有効)。対象の世帯へ確認書を郵送します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。コールセンターへ

☎越谷市臨時特別給付金コールセンター☎0120-616-377、

物価高騰対応給付金について…☎87855、定額減税補足給付金について…☎87956